

平成29年(2017年) 8 月発行

編集·発行 姫路市農業委員会 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809



蓮の花(レンコン)

会長就

任

の

あ

6)

多様な食料を生産・供給するとともに、

農業生産活動を通じて、

安全で良質かつ

国土及び自

環境・景観の保全など様々な多面的機能を有しています。

人口減少社会が到来する中、

農業委員会 会長 池 内

宏

行

利用最適化推進委員」が設置されることになりました。 応える所存でいます。 振興と農村の発展に大きな役割を果たしてきました。 取組体制の強化のため、 ②耕作放棄地の発生防止・解消、 業務の重点とすることになりました。 具体的には、 農業委員会は、 担い手)」対策を社会的使命として、 ①担い手への農地の利用集積・ 昭和26年3月に発足以来「土地と 農業委員に加え、 ③新規参入の促進 新たに「農 地域農業の 集約:

努めますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 中核都市・姫路市の農業振興・発展に寄与すべく、 精 杯

が

農業委員会は新たな業務・活動をスタートさせています。

大きく見直され、平成 28 年4月より改正法が施行され、

これらを踏まえ、「農業委員会等に関する法律」

活力の低下など課題が山積しています。

物価格の低迷に加え、中山間地域の過疎化等による地

農業の担い手の減少と高齢化、

耕作放棄地の増大や農産

農村においては、

しかし、

課題解決に向け「農地等の利用の最適化の推進」

を

地 0

# 姫路市農業委員会の新しい農業委員。農 地利用最適化推進委員を紹介します!

任期満了に伴い8月1日より新体制での業務がスタートしました。

## 農地利用最適化推進委員



田口 繁克 中南部(八幡)



岩佐 修 中南部(城北)



藤尾 裕 北東部(中寺)



井上 正紀 北東部(船津)



尾田 秀彦 北東部(谷内)



井上 哲夫 北東部(花田)



菅長 啓一 北西部(上管)



花畑 強 北西部(伊勢)



坂口 博幸 北西部(曽左)



会長職務代理者 小段 昭文 中南部(勝原)



農業委員

駒田 秀文 福永 昌弘 北東部(香呂)



会長 池内 宏行 北西部(菅生)





北西部(曽左)



船引 政則 中南部(大津)



都倉 和憲 中南部(津田)



藤尾 敏治 北東部(香呂)



木村 恭三 北東部(船津)



中村 保弘 北東部(谷外)



竹中 隆一 北東部(四郷)



鈴木 秀雄 北西部(莇野)



氷室 淳一 北西部(置塩)



佐伯 蒞 北西部(白鳥)



濱田 能秀 中南部(旭陽)



吉野 文利 中南部(荒川)



北東部(谷内)

橋本 文男 北東部(豊富)



森上 進 大塚 正稔 北西部(安富南) 北西部(白鳥)



髙濵 宏章 中南部(網干)



中南部(糸引)



黒田 利治 中南部(城陽)



松岡 正彦 北東部(山田)



石原 徹也 北東部(豊富)



櫻井 豊 北東部(御国野)



進藤 北西部(安富中)



北西部(古知)



篠本 忠美 北西部(太市)



青田 誠 中南部(城北)



岡田 良造 小林 勝之 中南部(高浜) 北東部(船津)



岸本 英夫 北東部(花田)



小林 忠明 北西部(林田)



白矢 文男 中南部(大塩)





北東部(中寺)























化新

設された農地利用最適 する法律の改正に伴い

推進委員

関

また農業委員

会

等 に

合業

わせて

cて 55 名での斤、 員会から委嘱され、 農

せて



また、

農業委員

携

農政協議会において意見を

て現場確認を行い、

地区 連

述べます。

# 小段昭文氏が、選出され務代理者に岸本英夫氏と 宏行氏が会長に、 ました。 市名第 長から任命され、 $\mathcal{O}$ 回総会において、 新 から任命され、池内新たな農業委員が回総会において、19月一日に開催された 会長職 審議します。 総会、

等の会議において、 転用許可等の可否につい 売買・貸借の許可 して農地等の利用の また、推進委員と協 や農地 農地の 最適 力 7

被表彰者(敬称略

化を推進します。

# 農業委員の主な仕事

地区農政 協議 会

贈呈されました。

委員に市長より感謝状

員会活動

に わ

貢献 たり

され 農

た 委

永

年

に

業

# の主な仕事に利用最適化性 推 進

耕作放棄地の発生防 最適化のための活動を行 解消など、 手への農地集積・集約化、 担当地域におい 員地 農地等の利用の て、 正 · 担

> 【九年感謝状】 【十年感謝状】 竹中 隆

永 年 勤 続 表 鈴

## 員会からのお知 5

浅見

輝

男

# 農地の違反転用は止めましょう!農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途を変更する(農地転用)には、農地法に基づく許可が必要です。 詳しくは、農業委員会事務局へお越しいただき、直接ご相談ください。

## 農地を相続した場合には、農業委員会への届出が必要です。

平成21年12月の農地法改正によって、相続で農地の権利を取得した場合には、 市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務付けられました。

# 農地の適正利用にご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、 不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすことになり ます。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の 適正な管理にご協力をお願いします。

〈お問合せ〉 農業委員会事務局 TEL 079-221-2822